

「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」業務委託仕様書

1 事業目的

「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」(以下、「本事業」という。)では、移住・定住を促進するため、たまかわくらし(※1)を体験する「たまかわくらし体験住宅」を運営するとともに、たまかわくらしサポーターセンター(以下、「センター」という。(※2))と連携して、村内での様々な交流や体験メニューの整備・拡充を実施し、移住希望者等のサポート体制を構築することを目的とする。

※1 たまかわくらし:一人ひとりが、自分らしい暮らしを福島県玉川村で実現すること。また、その暮らしぶり。

※2 たまかわくらしサポーターセンター:移住・定住の促進、関係人口拡大のためのトータルサポート窓口。

2 背景

玉川村(以下、「村」という。)では、近年の核家族化や共働きの増加、デジタル技術の急速な普及等による社会情勢の急激な変化に伴い、地域やコミュニティ、家族、仕事等への考え方や関わり方といった価値観の多様化が加速している時代の流れを捉え、既存の地域やコミュニティのあり方や行政と住民・地域外の人との関わり方にとらわれず、それぞれが自身の価値観に合わせた暮らし方を選択できる受け皿を、意識の面でも制度の面でも整備することで、ウェルビーイングな暮らしができる「選ばれる村」を目指している。

さらに、様々な価値観や暮らし方が融合することで新たなコミュニティの形成や強化とそれに伴う活動の活性化を促し、それらが地域活力向上の起爆剤となり、さらに新たなコミュニティや活動を生み出す好循環ができていることを目指している。

3 事業内容

(1)「たまかわくらし体験住宅」(以下、「住宅」という。)の管理運営と情報発信に関する業務

(ア)住宅の管理運営業務

・管理する住宅は以下の表の3部屋となる。

	住宅名	所在地
1	すがま西	玉川村大字南須釜字奥平89番地(西側)
2	すがま東	// (東側)
3	おだか東	玉川村大字小高字丑久保62-11(東側)

・委託料には住宅の管理運営費用として、以下の施設維持管理費を含む。

- ① 住宅のクリーニング、簡易修繕、住宅敷地内の草刈り等の環境整備にかかる費用
- ② 光熱水費(農業集落排水費用を含む)
- ③ Wi-Fi 使用料等の通信料

④ その他、一般の住宅管理に必要と想定される費用

- ・管理運営にあたって、利用者から部屋の賃借料は徴収しない。ただし、水道光熱費やクリーニング費等の滞在に係る実費相当分は徴収可とする。
- ・実費相当分を徴収する場合には、事前に村と価格等について協議し、委託料と切り分けて収支を管理すること。

(イ)体験者の募集

- ・県外在住の移住希望者等のうち、ファミリー層や 20～50 代の就労世代をメインターゲットとして体験者(滞在者)を募集すること
- ・募集にあたっては、WEBサイトやSNS等を活用して、効果的に情報発信を実施すること。
- ・WEB サイトは以下のとおりとし、上記(ア)に記載する3部屋の情報の他、下記(2)に示す体験メニューや移動手段を掲載する他、移住希望者等が興味のある情報についてコラムを作成する等、随時更新すること。

<https://stay-tamakawa.com/>

- ・移住体験者は3部屋で30組を目標とする。

(ウ)体験者のサポート業務

- ・体験者の募集から入居～退去にかかるまでの諸手続きをサポートするとともに滞在中のトラブル等に対応できる体制を確保すること。
- ・体験者には、以下のいずれかのたまかわくらし SNS をフォローしてもらうこと。
たまかわくらしInstagram(@stay.tamakawa)
たまかわくらし Facebook(staytamakawa)
- ・体験者には移住や滞在に関するアンケートを実施すること。

(2)体験・交流メニューに関する業務

(ア)体験者向け村内体験コンテンツの企画提案(提案数:5メニュー以上)

- ・村内での暮らしや趣味等を体験し、体験者が移住後の玉川村での暮らしをイメージできるメニューを5つ以上企画するとともに、体験者がメニューを選択して実施できるように受け入れ体制を整備し、情報発信を実施すること。

(イ)体験者向け交流イベントの企画提案(提案数:2メニュー以上)

- ・体験者と地域住民や地域事業者が交流し、体験者のコミュニティ参画を促すメニューを2つ以上企画するとともに、体験者がメニューを選択して実施できるように受け入れ体制を整備し、情報発信を実施すること。

(ウ)移動手段の情報提供、確保

- ・体験者が村内滞在時に利用できる移動手段(公共交通・レンタカー等含む)を一覧にまとめるとともに、自転車や自動車等が利用できる体制を確保し、情報発信を実施すること。

4 履行期間

事業完了日:2026 年 3 月31日までとする。

5 成果品

事業報告書 1 部

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるほか、次に掲げる書類を提出する。

ア 委託業務着手届

イ 委託業務完了届

ウ 実績報告書

エ 上記5に示す事業成果品

オ その他委託者が必要と認める書類等

7 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項で技術上当然必要と認められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

8 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、玉川村は随時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、事業者の責任で速やかに対処するものとする。

9 完了

本業務は、運行報告書等、玉川村が必要と定める書類を提出し、玉川村の完了検査を受け、検査合格により完了とする。

10 その他

- ・本委託業務にあたり製作される成果物の著作権は村に譲渡するものとし、成果品については、村が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- ・受託者は、業務の遂行にあたり、村と適宜協議し、連絡調整を行うものとする。
- ・本仕様書に定めがない事項または仕様について生じた疑義等については村と受託者双方で協議の上、決定するものとする。